

浜松市無料低額診療事業事務取扱要領

1 目的

社会福祉法第2条第3項第9号に規定する、生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業（以下「事業」という。）については、社会福祉法第69条及び「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」（平成13年7月23日社援発第1276号厚生労働省社会・援護局長通知（以下「局長通知」という。））並びに「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」（平成13年7月23日社援総発第5号厚生労働省社会・援護局総務課長通知（以下「課長通知」という。））により届出義務及び基準等（以下「基準等」という。）が定められているところであるが、具体的な事務取扱いについては、この要領によることとする。

2 事業開始にかかる事務

- (1) 福祉総務課は、事業を開始しようとする事業者（以下「事業予定者」という。）に対して、事業実施にかかる事前相談を原則、開始1月前までに行うよう指導する。
- (2) 事前相談があった場合、基準等について説明を行い、その内容についての理解を得るとともに、事業予定者が行おうとする事業内容が局長通知並びに課長通知に照らして基準等を満たしているか確認する。
- (3) 事前相談においては、事業予定者が行おうとする事業内容に基準等を満たしていない事項を確認した場合、事業予定者に対し、事業開始までに改善を図るよう指導するとともに、その改善結果について確認を行う。
なお、確認上、必要がある場合は、事業予定者の了承を得た上で、実地調査を行う。
- (4) 福祉総務課は、事業を開始した事業者（以下「事業者」という。）に対し、事業開始から1月以内に、第2種社会福祉事業開始届出書（別紙様式）及び次に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を提出するよう指導し、これを受理する。

- ア 定款、基本約款、その他団体の概要、事業開始趣旨が分かるもの
- イ 事業計画書及び収支予算書
- ウ 減免規程（診療券等様式を含む）
- エ サービス内容等を記載した利用者に交付する文書
- オ 施設案内図
- カ 施設平面図等

キ 広告書類（ある場合のみ）

ク その他参考になるもの

- (5) 福祉総務課は、事業者から提出された開始届及び添付書類に不備があるときは、受理せず、事業者にその旨の説明を行い、不備が是正された時点で受理する。

3 事業実施状況の確認にかかる事務

福祉総務課は、事業実施状況について、事業者から提出された書類、または実地調査により確認し、当該年度分の報告を翌年度の5月末日までに厚生労働省社会・援護局総務課長あて行う。

なお、事業実施状況を確認した結果、基準等に照らし不適正であると認められる事項については、事業者に対し必要な指導を行う。

附 則

この要領は、平成22年9月1日より施行する。

(別紙様式)

第二種社会福祉事業開始届

平成 年 月 日

浜松市長 様

住所
(事業者) 氏名 印
(法人の場合は、名称及び代表者氏名)
電話番号

次のとおり、第二種社会福祉事業を開始したので、社会福祉法第 69 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 経営者の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 事業の種類及び内容
 - (1) 種類 社会福祉法第 2 条第 3 項第 9 号に規定する無料低額診療事業
 - (2) 施設名
 - (3) 所在地
 - (4) 電話番号
 - (5) 事業開始年月日

【添付書類】

- 1 定款、約款、その他団体の概要、事業開始趣旨が分かるもの
- 2 事業計画書及び収支予算書
- 3 減免規程
- 4 サービス内容等を記載した利用者に交付する文書
- 5 施設案内図
- 6 施設平面図等
- 7 広告書類(ある場合のみ)
- 8 その他参考になるもの

事前相談期間中にすでに提出済みの場合は、省略可。